

町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

町田市特定公共賃貸住宅条例（平成８年３月町田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条第３号中「又は土地収用法」を「、土地収用法」に改め、「執行に伴う住宅の除却」の次に「又はマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成１４年法律第７８号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）第１１７条の規定による申出（同条に規定する通知により示された賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合に限る。）」を加える。

第７条の次に次の１条を加える。

（マンション建替え円滑化法の規定により条例で定める事項）

第７条の２ マンション建替え円滑化法第１１９条第１項第２号イに規定する条例で定める金額は、前条第１項第３号に規定する基準を満たす金額とする。

２ マンション建替え円滑化法第１１９条第１項第２号ロに規定する条例で定める条件は、マンション建替え円滑化法第１０４条第１項又は第１１２条第１項に規定する認定を受けた日において、次に掲げる要件を満たすこととする。

（１）前条第１項第１号及び第２号に掲げる条件を具備していること。

（２）前条第２項の規定により市長が満たすべき要件を定めた場合にあっては、当該要件を満たすこと。

第１６条の次に次の１条を加える。

（マンション建替え円滑化法に係る使用料等の特例）

第１６条の２ 市長は、マンション建替え円滑化法第１１９条第３項の規定により家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、当該特定公共賃貸住宅の使用料等を減額することができる。

第２８条第１項中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）マンション建替え円滑化法第１１８条第１項の規定により入居したマンション建替え円滑化法第１０８条に規定する認定賃借人が、マンション建替え円滑化法

第2条第1項第3号に規定する再建マンションに移転しないとき。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

改正後	改正前
(公募の例外) 第 6 条 市長は、次に掲げる理由のいずれかに該当する者に対しては、前条第 1 項の公募を行わないで、特定公共賃貸住宅を使用させることができる。 (1)・(2) 略 (3) 公営住宅法第 2 条第 15 号に規定する公営住宅建替事業のうち市が施行する事業に伴う公営住宅の除却、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却、<u>土地収用法</u>(昭和 26 年法律第 219 号)第 20 条(同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業若しくは公共用地の取得に関する特別措置法(昭和 36 年法律第 150 号)第 2 条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却又は<u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u>(平成 14 年法律第 78 号。以下「<u>マンション建替え円滑化法</u>」という。)第 117 条の規定による申出(同条に規定する通知により示された賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合に限る。) <u>(マンション建替え円滑化法の規定により条例で定める事項)</u> <u>第 7 条の 2 マンション建替え円滑化法第 119 条第 1 項第 2 号イに規定する条例で定める金額は、前条第 1 項第 3 号に規定する基準を満たす金額とする。</u>	(公募の例外) 第 6 条 市長は、次に掲げる理由のいずれかに該当する者に対しては、前条第 1 項の公募を行わないで、特定公共賃貸住宅を使用させることができる。 (1)・(2) 略 (3) 公営住宅法第 2 条第 15 号に規定する公営住宅建替事業のうち市が施行する事業に伴う公営住宅の除却、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却又は<u>土地収用法</u>(昭和 26 年法律第 219 号)第 20 条(同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業若しくは公共用地の取得に関する特別措置法(昭和 36 年法律第 150 号)第 2 条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

改正後	改正前
<u>2 マンション建替え円滑化法第 119 条第 1 項</u> <u>第 2 号ロに規定する条例で定める条件は、</u> <u>マンション建替え円滑化法第 104 条第 1 項</u> <u>又は第 112 条第 1 項に規定する認定を受け</u> <u>た日において、次に掲げる要件を満たすこ</u> <u>ととする。</u> <u>(1) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる</u> <u>条件を具備していること。</u> <u>(2) 前条第 2 項の規定により市長が満たす</u> <u>べき要件を定めた場合にあっては、当該要</u> <u>件を満たすこと。</u> <u>(マンション建替え円滑化法に係る使用料等</u> <u>の特例)</u> <u>第 16 条の 2 市長は、マンション建替え円滑</u> <u>化法第 119 条第 3 項の規定により家賃負担</u> <u>の軽減を図るため必要があると認めるとき</u> <u>は、当該特定公共賃貸住宅の使用料等を減額</u> <u>することができる。</u> (明渡請求権) 第 28 条 市長は、使用者が次の各号のいずれ かに該当する場合には、使用者に対して、期 日を指定して、第 9 条第 2 項の規定による 許可を取り消し、当該特定公共賃貸住宅の明 渡しを請求することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) マンション建替え円滑化法第 118 条第</u> <u>1 項の規定により入居したマンション建</u> <u>替え円滑化法第 108 条に規定する認定賃</u> <u>借人が、マンション建替え円滑化法第 2</u> <u>条第 1 項第 3 号に規定する再建マンショ</u> <u>ンに移転しないとき。</u> (9) 略 2・3 略	(明渡請求権) 第 28 条 市長は、使用者が次の各号のいずれ かに該当する場合には、使用者に対して、期 日を指定して、第 9 条第 2 項の規定による 許可を取り消し、当該特定公共賃貸住宅の明 渡しを請求することができる。 (1)～(7) 略 (8) 略 2・3 略

